

## 1 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【『いじめ防止対策推進法』第2条 第1項（いじめの定義）より】

## 2 いじめの理解といじめ防止の基本的な考え方

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景となる深刻な問題である。また、最近のいじめは、携帯電話やパソコンの介在により一層見えにくくなっている。

教師は、いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るということを十分に認識し、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が連携して取り組まなければならない。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で安心・安全に学校生活を送ることができることである。規律正しい態度で、主体的に授業や行事に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切である。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、計画的にその取り組みを実行していかなければならない。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 主に教師に求められること

- ・分かる授業、楽しい授業づくりに努め、全ての児童が授業に参加・活躍できる授業を目指して工夫をする。
- ・自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことができるように、全体の教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に取り組む。
- ・いじめ防止の観点から、学校生活における個々の児童の満足感、意欲及び学級集団の状態を把握できる検査やアンケートを実施し、その結果をもとに学習活動や集団づくりの改善に取り組む。
- ・「いじめはいけない」ことや「何がいじめなのか」ということについての指導を学級活動の年間計画に位置付け、全学級において指導する。
- ・互いに気持ちよく生活したり学習したりするための、生活規律や学習規律を全教職員が足並みをそろえて指導する。
- ・教師は、自身の言動が児童や集団に与える影響力を自覚し、児童の行動規範となるようにし、公平に接する。
- ・児童が互いの良さを認め、助け合い、学び合うことができる支持的な雰囲気の学級づくりを行う。
- ・発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめや、海外から帰国した児童などの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認等の性的マイノリティに係る児童、被災または避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童に対するいじめについては、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 主に児童を育てる上で重要なこと

- ・児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動できるようにする。
- ・他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくようにする。
- ・家庭環境や学校生活の中でいじめに結びつきやすいストレスを抱えている児童が、ストレスを相談できる相手を見つけたり対処の仕方を身に付けたりできるようにする。
- ・学習規律を意識し、意欲的に授業に参加することで基礎的・基本的な学力を身に付けるようにする。

#### 4 早期発見

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。

- ・早期発見のために、気になる変化や行為について5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにしておく。また、日記帳や個人ノートを活用したり、保健室の様子を聞いたりするなどして、積極的に児童の情報を集めるようにする。
- ・問題行動や指導上必要な情報については、職員連絡会で報告して共有する。（連絡会は、金曜日の16:10に教職員全員で行う。）
- ・児童から気軽に相談されるようにするために、担任と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、担任以外でも相談が受けられる組織づくりをする。
- ・児童の悩みや課題を把握するためのアンケートや定期的な教育相談を行う。教育相談は、原則6月、11月、1月の3回実施する。

#### 5 いじめ対策の組織と役割

(1) いじめ対策会議の構成員

- ・担任、学年主任、生徒指導主事、教務主任、教頭、校長及びスクールカウンセラー
- ※必要に応じて人権教育担当、特別支援教育担当、不登校対策担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係機関等を加えて構成する。

(2) 役割

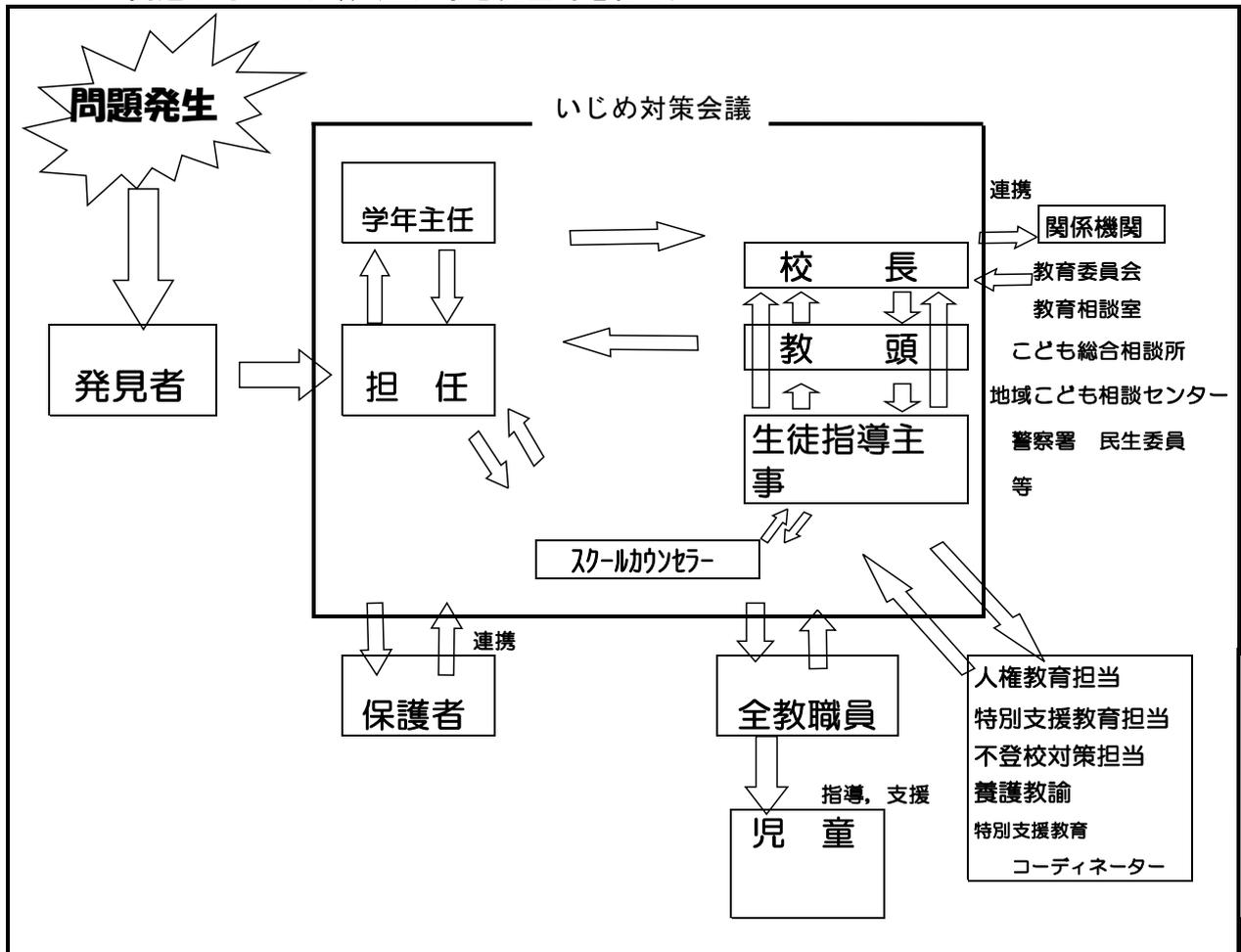
- ・学期1回開催し現状把握を行い、学校の基本方針が機能しているか点検し、不十分な時には改善していく。
- ・いじめ防止に関する職員研修の企画等を行う。
- ・いじめの疑いがあるような行為が発見又は通報された場合に緊急招集し、事実の把握及び指導方針の策定、役割分担等の協議を行う。
- ・指導の経過を把握し、適切な指導が行われるように指導する。
- ・必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

#### 6 いじめの認知及び対応

- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめの疑いがあるような行為が発見又は通報された場合、いじめ対策会議が事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童や加害児童や周囲の児童など、子どもへの指導・支援を行うとともに、保護者と連携しながら問題の解消までこの組織が責任をもつ。
- ・いじめが「学校単独での対応が困難な事態」の場合には、岡山市教育委員会と連携しながら対応し、さらに必要に応じて外部の専門機関の協力を仰ぎながら対応する。

- ・当該学年，学級に関わらず，いじめは絶対に許されない行為であることを臨時の全校集会等を開くなどして強く認識させ，いじめを根絶しようという態度を全校に行き渡らせる。
- ・「いじめが解消された」とする定義を，少なくとも3か月間被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が継続しており，被害者本人及びその保護者が，心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認した場合とする。

## 7 いじめ問題の対応の手順（重大事態発生時を含む）



### 手順の例

- ① ・いじめの疑いがある行為を発見又は通報を受けた場合，まず担任（同学年）に知らせる。
- ② ・担任は速やかに事実をつかみ，生徒指導主事に報告する。  
・生徒指導主事は校長，教頭に報告する。
- ③ ・緊急対応が必要と判断された場合，校長がいじめ対策会議を招集し，対応を協議する。  
・必要があれば，人権教育担当者，特別支援教育担当者，不登校対策担当，養護教諭，特別支援教育コーディネーター等も会議に参加し，問題解決にあたる。  
・必要があれば，関係機関と連携を取りながら問題解決にあたる。
- ④ ・緊急連絡会を開き全職員に伝え，共通理解を図るとともに，職員連絡会等で経過を報告しながら，全職員で指導，支援にあたる。  
・被害児童，加害児童，周囲にいた児童それぞれへの指導，支援を行う。  
・担任は，保護者と連携をしながら指導にあたる。
- ⑤ ・必要に応じて，学級，学年，全校での集会を開き，いじめは絶対に許されない行為であることを強く認識させ，根絶しようという態度を全校に行き渡らせる。

## 8 重大事態の対応について

いじめの「重大事態」とは (いじめ防止対策推進法 第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

### 【重大事態を把握する端緒】

- ① 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応をするのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。(欠席であれば10日間連続した時点で調査を始める。)
- ② 被害児童や保護者から重大事態に至ったという申立があった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### 【重大事態への対応】

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに岡山市教育委員会に報告し、学校設置者が調査の主体を判断する。
- ② 調査を実施する。
  - 学校の設置者が調査の主体となる場合・・・学校は、設置者の助言・指導のもと、調査に協力する。
  - 学校が調査の主体となる場合・・・「いじめ対策会議」を主体に関係機関等の第三者の協力を図り、事実関係を明確にするための調査を行う。

### 【被害者・保護者に対する調査方針の説明事項】

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して、下記①～⑥の項目について丁寧に説明し、被害者等の意向を踏まえた調査を行う。

- ①調査の目的・目標      ②調査の主体（組織の構成，人選）
- ③調査の時期・期間（スケジュール，定期報告）      ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法      ⑥提供する調査結果の範囲・形式について（個人情報保護条例等のため）

### 【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合，又は新しい事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について，十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合